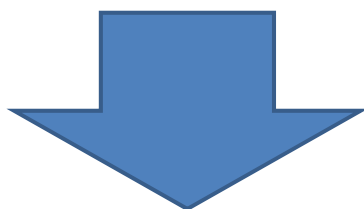


少数例のがんの情報提供に関する課題

がん医療の情報提供に関する課題

がん医療に関する情報については、院内がん登録のデータを国立がん研究センターのがん情報サービスで情報公開している。

各医療機関で診療実績が年間1～10件の場合、個人情報保護の観点から具体的な件数ではなく、「1～10件」と表記している。



少数例の診療実績を、院内がん登録に基づき、具体的な件数の公開の是非について検討してはどうか。

例:「●●病院 ●●がん 3件」

<具体例> 現在の登録件数の標記

治療の実績のある病名		クリックで詳細を開じる
2014年	髄芽腫、神経膠腫、上衣腫、胚細胞性腫瘍	
2013年	髄芽腫、神経膠腫、上衣腫、胚細胞性腫瘍	
院内がん登録件数		クリックで詳細を開じる
<p>⇒ 院内がん登録について詳しくは「院内がん登録とは」をご参照ください。 院内がん登録用語集 について</p> <p>▶ 院内がん登録では1年間(1月1日～12月31日)に下記のいずれかの症例を登録の対象としています。</p> <p>1) 本施設で診断された症例</p> <p>2) 他施設で診断された後に本施設で初診を受けた症例</p> <p>*登録件数1件以上10件以下の場合には「1～10件」と表記しています。</p> <p>*15歳以下は【小児】の欄に掲載しています。</p>		
2014年	-	
2013年	0件	
2012年	1～10件	

このように具体的な件数は明示していない。

個人情報保護法の改正概要について

第3回 医学研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議	資料2-1
平成28年6月23日	

2. 個人情報保護法の改正概要

個人情報保護法の改正のポイント

I. 個人情報の定義の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当） ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備
II. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
III. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務） ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設
IV. 個人情報保護委員会の新設及びその権限	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化 ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備
V. 個人情報の取扱いのグローバル化	<ul style="list-style-type: none"> ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備 ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
VI. その他改正事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化 ・利用目的の変更制限を緩和する規定の整備 ・取り扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

3. 個人情報の定義の明確化

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

【現行法】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【全面施行時】

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 一 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
 - 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

5

個人情報保護法の改正概要について

新たに「要配慮個人情報」という規定が設けられた。

4. 要配慮個人情報の規定の新設

- 要配慮個人情報（人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得及び第三者提供については、原則として本人の同意を得ることを義務化



※ 政令において、さらに要配慮個人情報とすべき情報を規定。

6

4. 要配慮個人情報の規定の新設

○要配慮個人情報に関する政令の方向性について（6月3日個人情報保護委員会資料）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【全面施行時】

第2条

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

・政令の規定事項について

(1) 要配慮個人情報の定義

① 「病歴」に準ずるもの

(i) 診療情報、調剤情報

(ii) 健康診断の結果、保健指導の内容

(iii) 障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害を含む。）

(iv) ゲノム情報

② 「犯罪の経歴」に準ずるもの

(i) 被疑者又は被告人として刑事手続を受けた事実

(ii) 非行少年として少年保護事件の手続を受けた事実

(2) 要配慮個人情報の取得時の本人同意の例外

法第17条第2項では、本人の利益のために必要がある場合や他の利益のためにやむを得ない場合等、あらかじめ本人の同意なく要配慮個人情報を取得できることとしている。政令においてもこれらに準ずる一定の場合を定めることとしている。

本人同意の例外として政令に定める事項の考え方については次のとおりである。

① 本人の外形上、要配慮個人情報に含まれる事項が明らかな場合であって、撮影等を通じてその要配慮個人情報を取得するとき

② 委託、事業承継、共同利用（法第23条第5項各号）に伴う提供を受ける場合

7

院内がん登録に基づく少数例データの取扱いについて

- 現時点で、院内がん登録に基づく少数例をはじめとした個別のデータが、個人情報や要配慮個人情報に該当する可能性がある。
- 現在、都道府県がん診療連携拠点病院の相談員は、施設別がん登録システムを利用し、具体的な件数を把握することが可能であり、こうした情報を利用して相談対応を行っている。



- 院内がん登録における少数例が個人情報に当たるかどうか、個人情報保護委員会に照会し、法律上の取扱いを明確化した上で公開に関する方針を決定してはどうか。
- 当面、少数例の取扱いについては、都道府県拠点病院の相談の仕組みを啓発する等の対応を行ってはどうか。

8